

第十二回国会 通商産業委員會議 録第七号

昭和二十六年十一月十四日(水曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 小金 義昭君

理事中村 幸八君 理事高橋清治郎君

理事今澄 勇君

阿左美廣治君 小川 平二君

神田 博君 澁谷雄太郎君

永井 要造君 中村 純一君

福田 一君 南 好雄君

風早八十二君 高田 富之君

出席國務大臣

通商産業大臣 高橋龍太郎君

出席政府委員

大藏事務官 河野通一君

(銀行局長)

中小企業庁長官 小笠 公昭君

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

十一月十四日

委員中西伊之助君辭任につき、その補欠として高田富之君が議長の指名で委員に選任された。

十一月十三日

欽差対策費國庫補助に関する請願(小澤佐重喜君紹介)(第二二一六号) 鉱山資源開発道路開設費國庫補助に関する請願(中村幸八君紹介)(第二二一七号)

電力危機突破並に電源開発に関する請願(上林與市郎君紹介)(第二二一八号) 同(勝間田清一君紹介)(第二二一九号)

同(田中織之進君紹介)(第二二二〇号)

同(八百板正君紹介)(第二二二一号)

同(成田知巳君紹介)(第二二二二号)

同(佐々木三三君紹介)(第二二二三号)

同(青野武一君紹介)(第二二二四号)

同(鈴木茂三郎君紹介)(第二二二五号)

同外一件(赤松勇君紹介)(第二二二六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日、會議に付した事件

小委員の補欠選任

輸出信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二二号)

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(小金義昭君外十八名提出、衆法第二二二二号)

○小金委員長 たいだいまより通商産業委員會を開会いたします。

この際委員の変更についてお知らせいたします。本日委員中西伊之助君が辭任せられました。高田富之君が補欠選任せられました。なおこれに伴い、小委員もそれ、高田富之君に補欠選任いたしました。存じますが、御異議はございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○小金委員長 御異議ないようであり、ますから、そのように決定いたしました。

○小金委員長 ます輸出信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、昨日をも

つて質疑が終局いたしました。おきまして、引き続き本案に対する討論に入ります。討論は通告の順によつてこれを許します。小川平二君。

○小川(平二)君 議題となつております輸出信用保険法の一部改正案につきましまして、自由党を代表して賛成の意を表するものであります。

輸出信用保険制度は、昨年六月実行に移されてから、すでに一年有半をけましておるのであります。その間朝鮮事変以来の複雑多難な国際市場の動向に對処いたしました。わが國の輸出を促進伸張するための画期的な方策として顯著な効果を上げて来たのであります。講和條約もすでに調印を

見、自立態勢の急速な整備が要請される今日、輸出振興のための方策が一層強化されねばならないことは言をまたざるところと申すべきであります。ことに東南アジア諸地域の開發が緊要の課題として要請されておる。しかしてすでにその緒についております現在の段階において、この地域に対する機械設備、その他資本財の輸出を促進することは、さしあつての急務でありまこととは、いわば衆目の認めるところと申すべきであると思つて、今日さしあつて措置として長期信用の供与が、ほとんど絶対の要件となつておるところのプラント輸出に關しまして、取引に伴う危険を救済するための改正を提案せられましたことは、まことに時宜を得たことと思つてであります。

輸出信用保険制度につきましましては、現行の制度そのものについても、あるいはまた運営の面においても、將來さらに改善、改正を要する点が少からずあると思つておるのであります。少くとも見込み生産に伴う危険を填補するため

の保險、あるいは廣告、宣伝等、市場の組織的な開拓のために要する費用に關する保險のごときは、ぜひとも近い將來において実現をしていただくよう切望にたえない次第なのであります。

申すまでもなく輸出信用保險制度は総合的な輸出促進方策の一環なのであります。輸出促進のために必要ないろいろな條件が充足されまして、初めてこの制度も十分にその効果を發揮し得るものなのでありますから、それらの点につきましても十分慎重な検討を遂げられまして、この制度が所期の効果を満足に達成し得るようになつていただきたい、このことを強く希望申し上げる次第でございます。ことにプラント輸出に直接關連をいたす問題として

は、鉄鋼価格の引下げが今日急務中の急務として強く叫ばれておるわけでありまして、この点に關しまして有効適切な方策をすみやかに講じていただきたい、この点を強く要望申し上げます。

○小金委員長 次は高橋清次郎君。

○高橋(清)委員 たいだいま議題と相なつております輸出信用保険法の一部を改正する法律案については、私は國民民主黨を代表して二、三の希望條件を

付して賛成の意見を述べたものであります。

まず希望條件として本改正案に乙種保險を設け、政府自体が保險契約者となり、輸出業者と政府との間になれ合理的な契約が行われる傾向が見受けられます。この点については、十分監督すべき政府がみずから監督不十分というそしりを今日受ける危険があるように考えられますので、かくのごときこのなきやう、この際十分注意していただきたいと思つておられます。また輸出業者に對するサービスが悪くなり、せつかくの乙種保險制度がかえつて悪評を受けるがごときことのないよう十分措置をとられることを希望しておきます。

次に本改正案の適用に相なつております外為為替相場変動による損失補償、キャンセルの品目等についても、將來の問題ですが、特別の行政措置、または行政措置のできる場合においては立法措置を考慮していただくことの希望條件を付して、私の討論を終ることといたします。

○小金委員長 次は高田富之君。

○高田(富)委員 たいだいま議題となり、ました輸出信用保険法の一部を改正する法律案に對しまして、日本共產黨を代表して反対の意見を申し述べたいと思ひます。

第一に占領下におきまして、わが國の貿易はまったく自主性を奪われております。最近のドル不足、ポンド過剰といったような傾向にも明らかに現わ

れているように、今後単独講和におきまする新たな情勢の展開によりましては、急速にわが国の貿易は破局に向つて進んで行くのではないかと憂へられてゐるのであります。歴史的にも経済的にもわが国と切り離し得ない中国、ソ連その他の諸隣国との貿易が禁止され、遠く米國その他の国から高価かつ平和産業その他に必ずしも緊急でない物資が押しつけられてゐるような状態でありまして、これでは貿易が行詰まるのは根本的な点から行きまして当然であります。しかるに政府は根本的な原因についてはあくまで目をおおい、いたずらに末梢的な点にのみめい／＼構想を凝らしてゐるということでは、事態を改善することはできないと考へるのであります。結局このやうなことは、特定国の戦争準備態勢に奉仕するための貿易のために、國民の税金を浪費する結果に終るのみであります。特に東南アジアにおけるプラント輸出の促進といふことのねらいはここにあらうことは明瞭であつて、このプラント輸出でさえも現在不振を伝えられております。その原因のおもなものは中国との貿易の禁止による鉄鋼の高価格にあるといふ、このような矛盾を露呈してゐるのであります。

やがて官僚統制の弊害を現わすであらうことは明らかであります。

以上簡單でございしますが、わが党の反対理由を申し述べる次第であります。

○小金委員長 次は今澄男君。

○今澄委員 たいだいま議題と相なつております輸出信用保険法の一部を改正する法律案について、日本社会党を代表して賛意を述べた次第でございまして、しかし政府は現在の貿易市場の不均衡をいかにして解決するかという点については、十分な対策を考慮して日本貿易振興のために一段と努力せられんことを希望いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○小金委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

の連合審査におきまして、主たる論点がすでに出尽くしてしまつておるよう思ひますので、比較的軽微な問題につきまして、二、三補足的にお尋ねをいたしたいと思ひます。

第一に、今回の改正法はいつから実施されるお考えであるか伺ひたい。

○中村(幸)委員 今回の改正法は、附則に、公布の日から施行することになつております。この法案が両院を通過いたしましたら、でき得る限り早く公布いたしますように政府を要請するつもりであります。目下年末金融が逼迫いたしております関係で、極力急ぎたいと存じております。

○小川(平)委員 第二十八條の三あるいは二十九條の四号の大部分を削除された理由を伺ひたい。

○中村(幸)委員 二十八條の三や二十九條の四号のごときは、実は戦時中の統制のために強制的に組織を創設したり、あるいは改廃いたしましたので、その場合の救済規定として、こういう條項が起されたのでありますが、今日自由経済に復帰いたしましたこの際といたしましては、これは必要がなくなりましたので、削除することにいたしました。

○小川(平)委員 要するに、存在の意義が消滅したという理由で、削除されたのだらうと思ふのですが、それならば出資に関する規定、あるいは債務発行限度に関する規定のように、必ずしも現状に即しておらないと思ふ規定を削除されずに、存置しておやうになるその理由は、どういふ点でありますか承りたい。

○中村(幸)委員 二十八條の三や二十九條の四号は、ただいま申しましたように、現在におきましては存在価値がなくなり、しかもその規定は臨時的な必要に基いてつくられたのであります。そういう関係で今回削除いたしましたのであります。資本金に関する規定は、この商工中金法の基本的な性格を持つておるものであります。しかもこの規定を残して置くことによりまして、従来の経過も明瞭になりますので、これはこのまま存置した方がよろしいじやないか。これを存置することによつて何ら弊害も起りませんので、これは削除しないことに一応いたしておるのであります。お話のように現状には即してはおりません。この点は十分承知いたしまして、残しておいたのであります。

○小川(平)委員 御説明了承しました。最後にこれもなほはなほ輕微な問題ですけれども、農林中金と商工中金との所屬組合の業種の限界は、どういふことになつておるのか、御説明をお願いしたい。たとえば、製粉事業は農林中金、パンをつくるのは商工中金、あるいはまた植林事業は農林中金だが、製材は商工中金といふことになつておるやうであります。これはいかなる基準によつてこの區別をなさつておるのですか、この点を承つておきたい。

○中村(幸)委員 商工中金の方は中小企業等協同組合の方を今までの取引の対象としておりました。それで製材業あるいは植林業、そういったものが中小企業等協同組合法の組合になつておりますので、そういう方面にはこの商工中金から資金の貸出しもでき、預金もできるといふ關係になつております。

○小川(平)委員 丁承いたしました。

○小金委員長 次は今澄男君。

○今澄委員 私は商工中金法の改正法案は、中小業者の金融としてまことに時宜に適した改正であると思ひます。が、一、二点当面の年末金融のことについて中小企業庁長官にお伺ひをしておきたいと思ひます。中小企業等協同組合法による中小業者の組織化と、これが金融の裏づけは商工中金を以てないのであります。現在の國民金融公庫のあり方あるいは今の信用金庫のあり方等を通じて、商工組合中央金庫の前途と年末金融については、この程度で十分やつて行けるかどうかということについて、長官から簡単に御説明いたしたい。

○小金政府委員 年末金融の件につきましては、本年度の金融情勢から見まして、非常にいろいろ問題を予想されておるのであります。私もその一として、どうしても商工中金その他中小企業の金融をしておるところへ何らかの手を打たなければならぬではないかといふやうな考え方をいたしております。それである程度の金額をそういう方面に流すといふやうな考えをもちまして、目下政府部内におきましてもあるいは日銀の政策委員会といふやうなところにいる／＼話を持ち込んで、話を進めておる現状でございまして、ただいまお尋ねの、そういうやうな年末金融に關連して流して行くパイプの問題もございしますが、商工中金に資金源をふやすことができれば、本法の改正と相まつて、より深く浸透して行けると考えますが、本年末に際して今日の日本の中小企業の組織化の進捗状況から見ても、それで全部カ

べいできるとは私は考えられません。従いまして、その他の地方銀行であるとか、あるいは信用組合というふうなものにも、できるだけ御協力を願う。またできればそれに必要な資金を流して御協力を願うというようにしなければならぬかと考えておるのであります。

公庫につきましては、御承知の通り、別途十億の出資増加の法案を御審議願つておるはずであります。その十億のほかに、資金運用部から二十億出ること大体予定されておりますので、その資金を早急に出すことによりまして、零細部門の年末金融に私は相当役立つのではないかと考えておるわけでありませう。

○今委員 午前中の合同審査で大蔵省に聞きたいと思つたのですが、私は少くとも商工中金についてはもう少し強力に、金融債の引受けその他をやつて、これが年末金融の具体的な面に間に合うようにしなければならぬと思つておる。まずこの法律が通れば、一応商工中金に、三十億の金融債の引受けをやるといふふうなお話でございまして、商工中金向けの、金融債引受けその他のわくは、大体それ以上には広がらないものかどうか。

第二点は、今の日本の全般的な問題ですが、経済は、物資の面でいわゆる優先出荷もやらなければ、何もやらないうで放任されて、金融の面だけで日本のインフレを食い止め、金融統制で現在の日本の経済規模である程度規格統一しようというふうな政府の方針のもとでは、中小企業だけを特に何とかするといふことはいかぬと思つておる。金だけで一切の問題が解決す

るという現在のあり方を続けておつたのでは、中小企業は非常に困るので、この中小企業の苦しさを打開するため、できれば私は物資、資材の面からする中小企業者の救済に関する中小企業庁としての一応のお考えをお伺いしたい。たとえば電氣の問題でも、中小企業の工場に対する電力わくの設定とか、あるいは無警告の停電を食い止めるような何らかの施策をするとか、あるいは石炭の入手難に伴い、石炭をどうしても使わなければならぬ中小企業については、石炭の入手をはかり得るような方途も中小企業庁で考えておられるか。

第三点は、少くとも現在の中小企業金融機関というものは、国家的な国民金融公庫、中小企業等協同組合法を裏づけとする今の商工中金、それから信用金庫を充足した残りの府県知事認可の信用組合、相互銀行等、あるいはユマシヤル・ベースに乗る金融機関等、国家的なもの、さらに半官半民のものというふうな雑然たる中小金融機関の並立があるが、それらのものを一応中小企業庁としては筋の通つた金融機関の体系をつけて、明確に中小企業金融が行えるようにされる御意思はないかどうか。この三点をひとつお伺いいたします。

○小笠原府委員 お答えいたします。第一点の問題につきましては、午前中に河野政府委員からお答えいたしましたのでありますが、私も中小企業の立場を考へておるものといつたしましては、ぜひ早急に商工中金の割引商工債券を資金運用部で引受けてもらうということとを要求いたしておりますのであります。これは私率直に申し上げますと、三十

億といわなくても、十億でも二十億でも早く引受けてもらう、しかも現実に現なまを早くつかむということを実は念願して、いろいろお願いをしていっているわけでありませう。そういう事情であります。事務的な状況がけさ河野銀行局長のお話のような状況でありますので、私もそれといたしましては、できるだけこれの実現に努力を続けて参りたいと考えております。

それから第二点の問題であります。中小企業対策の考え方でありませうが、金融だけで片づかぬじやないかということですが、私もその通りだと思つておる。中小企業の問題の一つの問題は、中小企業が弱いゆゑに経済的に遅れている、あるいは社会的に弱いところがあると思つておる。それを補強してやるというふうなことを考へなければならぬと思つておる。たとえば御指摘の電氣のような問題が起つて参りましたときに、私も今までとつております措置を申し上げますと、一つは電氣全体の増量をはかつて行く。これは当然考へなければならぬし、それに対しては石炭の優先確保の問題であるとか、あるいはいわゆる自家発電の動員とかいうふうな一連の全体増強の問題があると思つておる。それがそれと並行して、中小企業部面の問題といたしましては、どうしても、全体の量が少くても効率的な電氣を造つてもらふ、いわゆるはたる送電、でなしに、計画送電をしてもらう。すなわち大企業では二日停電であるが、中小企業はとこにすれば三日停電というふうなことが行われておつたのであります。これらの点につきましては、私もそれといたしましては公

益事業委員会の委員長あてに、われわれの主張を強く正式に申し出ているのであります。そして公益事業委員会といたしましては、できるだけその趣旨に沿つてやつていただくことになつております。そういうような点で公益事業委員会の力を借りてわれわれ中小企業の立場をはつきりさせて行く、あるいは要望をはつきりさせて行くという手は打つておるものであります。

それからもう一つの問題は、電氣につきましては、全体的な電氣の量が御承知のような状況にあり、しかもこの期間が少し続きそうだというようなことで、私も今やつております一つの点は、これは量的に見ますと小さいのであります。中小企業向けの電氣の大体一割見当を増強する予定をもちまして、いわゆる石油発電機の活用ということをいたしてはいるのであります。石油発電機は、現在生産能力が非常に少いのであります。この遊休のものを活用する。それから農村の脱穀調整が済んだ場合にこれを借りてという手を打つて、農林省の農政局長と私どもの方との連名通牒で各府県においてガソリンの配給をやらなければならぬので、これは特別のわくを突いて安本とも相談してもらつておるものであります。そういうふうな形で、少しでも中小企業の電力の、いわゆる消極的な増強といふことになるかと思つておる。やつてはいるわけでありませう。大体私どもの方では、今のところ十六万バレルぐらいそれによつて増強をやつて行きたいと思つておる。ただ問題になりましては、その際に値段が少し高くなる。大体七円五十銭から八円四角

になるのであります。これも水力よりは高いが、火力料金を払うとすればあまり違わないという採算に立ちまして、やつてはいるのであります。同時に新しく自分のところで石油発電機を買つたならば、その資金をできるだけ援助する、いわゆるあつせんをするという手は各都道府県にお願ひして、そういう線で進めてはいるわけでありませう。

以上申し上げましたのは電氣の例であります。そのほかの物資の問題につきましては、この前御物屋に對する鉄鋼の場合に、できるだけわれわれのわくをもちつては、これは技術上の問題で、行政的措置であります。わくをもち、あるいは手すきの紙に對して、わずかながらもパルプをとつてやるというふうな手を打つてはいるのであります。またやつてはいることは小さいのであります。できるだけ中小企業対策としては、現実困つておるところをできるだけ政府の方で世話をやる、こういうふうな考え方では進めてはいるわけでありませう。

経済全体をどう持つて行くかというふうな問題につきましては、私の答弁の限りではありませぬから、ひとつさういふことでお許しを願ひたいと思つておる。それから中小企業の金融体系をどうするかという問題が第三点のお話のようでありましたが、中小企業金融の体系をはつきりつけて行くといふことは、私も必要だと考へておる。ただ問題であります。中小企業金融をできるだけ円滑にして行くという意味におきまし

て、いろいろパイプをつくることも必要であります。そこを中心的な体系というものを持つて行かなければならぬ、こういうようなことを考えているのであります。その体系の中心をどこに置くかという問題になります。政府内部におきましてもあります。政府が、一つの考え方といたしましては、商工組合中央金庫というものを体系の中心にして、この性格を、現在のようない民間的な組織の考え方というものをもう少し政府機関的な考え方に取りかえて行くという問題が、一つの考え方であると思ひます。それからもう一つの問題は、別の考え方、別の組織をつくつてわれ／＼が一時考えておりましたような中小企業金融機関という一仮称であります。そういう制度をつくつて、それを根拠にして下部の各種のパイプを総合指導して行く、こういう行き方も考えられると思ひます。そういうような形におきまして何らかの基本的な体系を樹立して行く時期に今来ているというふうに考えておるわけでありま。

○今委員 時間もないようですから、私は今の中小企業対策については、現下の中小企業の年末金融、それから資材の問題等々非常に困難が山積してある時期でありますから、ぜひひとつ御善処を願ひたい。

なお提案者の中村議員にお伺ひしたいのは、現在の中小企業金融の中で、商工中金がいろいろ努力しておる。その不便といわれた点がこの改正法案によつて大分除かれて、大いに中小業者の便益を供すると思はれますが、この

改正された法律のもとにおいては、どの程度中小企業金融として商工中金が貸出しをし得る大体的見通しをつけたか。その商工中金が今預かつている百数十億を、どの程度まで今後扱えるか。だからもし国家資金並びに預金部の資金さえあれば、この程度は商工中金で扱えるのだという金額の目安があれば、これをひとつお聞かせ願ひたい。

もう一つは、この問題になるところの中小企業協同組合の方から、今度は預金を商工中金が預かるわけであるが、そうなる信用金庫その他に集まつて来る預金が商工中金に流れるわけ、他の中小企業のそういった団体には、どれだけの打撃を中小企業金融機関に与えるかという点についてお見通しがあればひとつお聞かせ願ひたい。私どもは大体この法律には賛意を表し、しかしこれは将来商工中金の機能を大きく進めて行く上に非常な前進であると思ひますが、いろいろの議論が出ておりますので、念のためその二点をお伺ひしておきます。

○中村(幸)委員 今回の改正によりまして、従来中小企業等協同組合にしか貸出しがでなかつたものが、その所属の組合員にまで貸出しができる、こういうことになりました。そういったこと、どの程度貸出しがふえるかというのが第一の問題であります。ところが現在におきましても、実は組合員に対する転貸の形で、組合員が商工中金から借り受けているものがあるのであります。それが中金の貸出し総額の大体三割程度が転貸の形で組合員に流れております。では今後どの程度が組合

員へ直接の貸出しがふえるかという問題であります。今申しましたように、すでに転貸の形で組合員にも流れておりますので、今後そう急に多額にふえるということも想像できないのであります。最近の中金の業績を見ますと、毎月新規な貸出し額の中から回収高を引きました純貸出し増といふものが十億くらいあるように聞いております。この十億の純貸出し増の三割あるいは五割程度は貸出しがふえるんじゃないか、かように考えております。そこでこの新しく貸出しがふえる、それをどういうふうにかまかなうか、その資金繰りをどうするかという問題であります。これにつきましては、今度の改正によりまして、従来中小企業等協同組合、あるいはまた銀行以外からは預金が集められなかつたのであります。新しく中小企業等協同組合の組合員からも預金ができることになるとあります。この面からいいたしまして預金が相当ふえるのではないかと、かように考えますが、ただ幾分ながら商工中金は現在店舗をたくさん持つておらないのであります。全国に四十二箇所の店舗と、それから五箇所の駐在員事務所があるだけでありまして、このわずかな店舗によりまして組合員の預金を吸収するといふことは相当困難じゃないか。従つて先ほど申しましたような、新しく貸出しがふえる、これに對して預金でまかなうといふことはちよつと困難でありますので、どうしても政府資金を新しく導入する必要があると考えるのであります。そこで政府資金をどういうふうにして導入するかということであり

に余力がまだ相当あるのであります。銀行等の債券発行に関する法律によりまして、商工中金の債券発行額は、資本金と積立額の二十倍、この二十倍から預金の現在高と債券の発行高の合計を差引いたものが、債券の発行ができるのであります。そういったと、今日におきましては、さらに百五十億以上の債券発行余力がある、この債券発行の余力を利用して、商工中金の債券を引受けてもらう、こういうことをしたいと考えておるのであります。それ／＼といひましては、目下その点につきましては全力をあげて政府を奮勵いたしておる次第であります。

○今委員 ところで最後に提案者の中村委員と中小企業庁長官にお伺ひしておきたいのであります。当面の具体的な問題として、私どもは商工中金はもとより、信用金庫とか、相互銀行とか、あるいは府県設立の信用協同組合というふうな、いろいろな中小金融機関があるのではありませんか、地方自治団体、すなわち府県知事並びに市町村長等が所管するそれらの地方自治団体の預託金というものを、年末金融を具体的に助けるためには、銀行ばかりに預けないで、商工中金の四十何箇所の支所あるいはその他の中小金融機関へ預ければ、必ず流れるから、これらの中小金融機関へ預託することが必要であると思ひます。そこで私どもは、いろいろ検討の結果、昨日社会党の県知事並びに市町村長その他に對しては、年末金融、中小企業金融を具体的に援助する実質的な動きとして、これらの市町村長は商工中金なりその他の中小金融機

関へ来年一月終りから二月初めごろまで現在ある市町村の金を中小機関の中でも非常にあふなくてはしかたがないが、みづから見て安定性のあるものについては預け入れろという指令を出したわけでありま。提案者の中村委員はこの年末金融に對してそういった措置をどう／＼やつて、商工中金なりその他の預金の年末の急速な獲得をはかられてはどうかと思ひますが、これについての御見解やいかにか。また中小企業庁長官も、政府としてはそのようなことを考えられておやりになる意思はないか。少くともこれは商工中金に對する先ほどの十億その他の預金は、金融債の引受けよりもさらに科学的な実質的な効果が上ると思ひますが、これについての見解を承つて私の質問を終ります。

○中村(幸)委員 ただいま今委員からたいへんけつこうな御意見を承りました、非常に喜んでおります。現在実は中金へ各府県からそういった府県の財政資金を預け入れておまして、これは各府県といたしまして、管下の中小企業金融を円滑にするため、直接に中小企業に流さないで、一応商工中金に預け入れまして、それをまた管下の中小企業に還元するという方法をとつております。現在商工中金の預金総額六十四億円のうち二十一億、二十二億程度の金が各府県から預託されているような次第でありまして、今度一層そういうような面を指導させるように政府を奮勵いたしたいと存じております。

○小笠原政府委員 私中村さんのお話と同じように実は考えております。特に別途に御審議を願ひます中小企業信用保険法の改正によりまして、信用

保証協会の再保証ができますと、いわゆる地方公共団体といまして、比較的安心して預託ができる。しかし短期のものを今度扱いますので、御協賛を願ひまして、できれば年末金融は御指摘の分と合せてうらはらになつて活用し行きたいと考えております。

○小金委員長 澁谷雄太郎

○澁谷委員 午前中は大蔵省の銀行局長が見えておりましたが、午後の委員会にはおいでになつておりませんので、中小企業金融問題についてお聞きしたいのですが、お見えにならないとすれば私の質問のほとんど全部が消えてしまふやうなわけでありまして、中小企業金融問題は、いまさらあまり長々しく申し上げてもいたしかたのないことですが、小笠さんあたりが中小企業庁として考えておられることが私たちから言われると、ちよつと姑息ではないかと考えているのですが、現在ばかりでなく、従来からの日本の国情から考えまして、中小企業に対する金融措置の問題は今のような、状態ではなく、もつと一飛躍的な考え方をなさなければいかぬのではないかと。戦時中にたまたま産業の合理化という名目のために企業整備をやつて、中小の企業を大企業に合併させたという考えから、とかく中小企業に対する観念が現在でもやはり薄れておるといふことが強くわれ／＼に響いておる。従いまして現在やつておられます中小企業対策の問題が、非常に国全体として消極的ではないか、こゝういふふうに私は考えるわけでありまして、中小企業庁の長官としてもつと大きな考え方で、もつて、この問題を推進して行かなければならぬのじやないかといふことを

考えるのですが、長官はこの問題についてどういふふうな腹をもつて進んでおられますか。現在のような、つまり小さい問題については、もちろん大いに御心配を願はなければならぬが、大局的問題から考えて、どういふふうな考え方で進んでおられるか、まず先にその点を一つお尋ねしたいと思ひます。

○小笠政府委員 非常にむずかしい御質問であります。私は中小企業対策の一つの前提として、日本の産業構造としての中小企業をどういふところに位置させて行くかといふことを十分に考えなければいかぬと考えております。特に日本の人口、資源という観点から見まして、結局日本の今後の動き方として、また輸出というふうなことを考えまして、中小企業の振興というものが、日本の産業の一つの中核になつてゐる。これはいろいろ見方はありますが、基礎産業を別に、やはりそこに重点を置いて行かなければならぬといふふうに実は考えておるのであります。そこでさういふ日本の産業の大きな部分を占めなければならぬ、数だけではない質的にも占めて行くといふ中小企業対策として、私は、どうしてもいろいろ政策の基調を、もう少し中小企業に重点を置いた形に持つて行く必要が事実あると思ひます。そこで具体的な手の打ち方として、は、どうしても中小企業自体がよくなつて行く方策をやつて行かなければならぬ。現実には起つた問題をおつかけて行くといふことも大事であります。それ自体がもう少し強く行くといふ方向に重点を置いて行く。そのために必要な資金は国がどうしても出して行く

ような方向に持つて行つたらどうかと思ひます。私は考えておるわけでありまして。しかしながらさういふ考え方をもちながら、現実の日本の財政その他の関係から考えますと、なかなか思ふように動いて参りません。しかし多くの人が、さういふ考え方に、さういふ形に持つて行くことが、中小企業対策のまず前提だといふふうに私は考えておるわけでありまして。現実の問題として打つ手はいろ／＼ございやるが、一つでも多くの手を打つておきたい。私はさういふあたりで問題として打つて行くよりいたし方がないといふふうに実は考えておるのであります。

澁谷さんのお話にそぐわないかと思ひますが、やはり大きな構想を持ちながら、現実には打てる手を一刻も早く着実に打つて行くといふように持つて行きたいと考えておる次第であります。

○澁谷委員 大体お話はわかりました。私の言おうとするところは、たとえ戦争終了後の日本の産業復興の問題につきましても、他に基礎産業その他大企業に対する対策は相当早くから手を打つておられたと思ふのです。実際にいま中小企業に対する復興の手の打ち方は非常に少く、かつ貧弱であると思ふ。ところが中小企業はほとんど自分の力でもつてある程度まで更生して今日に至つておると思ふのです。しかし企業の数あるいは生産額あるいは輸出の数量とか、従業員の数とか、いろいろ問題から考えまして、大企業に対する中小企業の占める地位は相当大きなものでなければならぬ。ただ重要であるとか、重要な地位を占めておるといふのではなく、も

つと具体的に数字を現わしてみても、それは相当大きな部分を占めておると思ふ。ところが、あなたの方からの報告にも書いてある通り、預金の状態とかあるいは貸出しの状態とかいふような問題を考えますと、企業数だけでは多すぎて金額が非常に低い。もつとも事業が比較的に小さいのですからさういふ結果になると思ひますけれども、その差はだん／＼と大蔵大臣がやま／＼と中小企業に対する金融の措置を講ずると言つていながら、三月か四月に出た中小企業庁の報告から今度新しく出ておられる報告を見ても、日本の金融状態全体から考えてみますと、大企業に対する中小企業のパーク・センテージは逆になつて来ておる。たしか四月の報告でしたか、その月には三％であつたと思ふ。今度の報告によると二八％となつておる。結局私たちが言ふのとするとおるはそこにある問題はそこにあると思ふのです。この問題は輸入物資の引取り資金の問題と輸出滞貨の問題でもつて、金融の措置のことについてかなりやかましくお話をした。結局その当時の大蔵当局なり日銀当局が打つた手というものは、大体において表面向きはいわゆるパーク・センテージでもつてやるのだからといふことでやつておつたが、それは大企業に対する問題だけを処理しておるであつて、実際においてはほんとうな中小企業に対するパーク・センテージの問題は、要するにコマ・シャル・パーク・センテージに乗りなさいといふことのために顧みられていないといふのが現実の姿であることは、出ておられる表を見てもはつきりわかるわけでありまして、こゝういふ点から申しまして、

私は一番先にお尋ねしたように、中小企業に対するもつと／＼根本的な考え方を持つてすべての問題を解決して行かなければ、この問題は解決できないのではないかと、こゝういふふうに考えるわけなんです。ちよつと銀行局長もおいでになりましたからお尋ね申し上げておきたいのですが、この中小企業庁から出ておられる資金の貸出しの状況を見ますと、金融が比較的に大企業にばかり片寄つて、中小企業に対する金融措置が非常におろそかにされておるのではないかと、もつと／＼大企業から中小企業の方にまわすやうな方法をとらなければならぬといふことになつておりますが、三月の末か、四月の報告によりますと、大企業と中小企業に対するパーク・センテージは、小企業は四一％何がしかになつておる。今度の九月でしたか、十月でしたかの報告を見ますと、二八％何がしかに中小企業のほうが減つておる。一体これはどういふところの原因しておるのか。さういふ点をひとつ銀行局長から御説明を願ひたいと思ひます。

○河野委員 遅れましてはなはだ申訳ありませんでした。今お尋ねの点は、銀行の中小企業に対する金融の割合が従来より減つて来ておるといふ点のように伺ひます。この資料を私あまりよく見ておりましたが、私もいたしましては、先般来から普通の銀行にいたしまして、できるだけ中小企業に偏倚することのないように、中小企業に対する金融の促進に積極的に向ふやうに、こゝういふことで、金融機関、ことに銀行については強力な指導をいたしておるであります。ただこの数字は、割合がだん／＼に減つて参つ

ておりまして、銀行の中小企業に対する努力といえますか、そういう点の促進が非常に必要になっておられるような数字になっております。どうしてそういうことになっておられるかという点につきましては、特別な理由はないのじやないかと思ひます。全体としてはもちろん中小企業に対する金融もふえておりますし、中小企業に対する金融をできるだけ大口に偏倚いたさないように今後も指導して参りたいと思ひます。ただいまのところ、従来四一%かでありましたものが、二八%に下つておるといふ点は、特別な理由といつて気のついたことはございませんけれども、あるいは各銀行の立場から、やはり中小企業に十分努力を傾けるという熱意の程度が十分徹底いたしておられぬという点も、おそらく一つの原因であらうかと思ひます。これらの点につきましては、さらに詳細に理由及び実績を検討いたしまして、中小金融に対する市中銀行の活動ぶりをさらに促進して参るよう努力いたして参りたいと思ひます。

○滋谷委員 その問題は、ちようど銀行局長が参ります前に言いかけておつたのですが、やはり中小企業に対する市中銀行あるいは一般銀行の熱意の足らないことは確かだと思ひますが、政府並びに日本銀行あたりの考え方に、非常に大きな食い違いがあるのではないかと私は思ふのであります。現実の姿から見ますと、三つ、四つ、あるいは六、七の銀行が一緒に固まつてある大企業に貸し付ける。その大企業の会社は、実際に貸してはもう自分の力では手を打つことができないという場合に、それを打つておいたのでは、遂に

破産状態に陥らなければならぬから、それらの業者が集まつて何とか救済策を講ずるといふ手も打つておられる。現実にはそういう問題があるのですから、これはその通りです。それにもかかわらず、中小企業の場合においては、自分の力だけでもつて取引銀行の一、二を相手にして交渉をする道があるにもかかわらず、それに対して市中銀行なりその他の銀行が十分な手を差延べなかつたというふうな場合がかなり多かつたと思ひます。この前私がしつこく質問したのはそれなのです。それが現実の姿で現われて来ておるのではないかと。必ずしも中小企業から出した数字に大きな間違いがあるとは私は考えません。しかしこれは私たちがこれから先いろいろ問題を精細に検討して行かなければならぬ關係上、できる限り一べん大蔵省において御調査を願つて、数字を委員全体でなくも手元までひとつお出しを願ひたいと思ひます。

それからいま一つお尋ねをいたしますが、せつかくこの前中小企業のために、市中銀行に中小企業金融の専門店をおつくりになつた。ところが中小企業の預金はふえておりますが、貸出しの金額は実際に貸し出されておらず、貸出しの金額は貸し出されておらず、これで貸し出されたいと思ひます。これではせつかく大蔵省が中小企業金融の専門店をつくつても、中小企業金融の専門店については実際に役に立っていないのではないかと、むしろ中小企業から資金を吸ひ上げて、それを大企業の金融面にまわされておるのではないかと。うふうにわれ／＼には響くのであります。これは現実の姿を私たちがまだは

つきり把握ができませんから断言はできませんけれども、表に現われている数字ではそういうことになっておられます。これはやはり大蔵当局あるいは金融当局の中小企業に対する関心が非常に足りないのではないかと。うふうに私は考えるわけでありまして、先ほど中小企業に対する当局の考え方はどうかというのを一番先に小笠さんに伺つたのはそのためなんです。そういう問題について、もう少し具体的にわれわれの納得の行くように御説明を願ひたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 中小企業専門店におきまして、預金額が貸出しの額をはるかに超過しているが、この預金は大企業にまわつておるのではないかと。御意見であります。この点は、まさに預金の方が貸出しよりも超過いたしておられます。この点は私もかねがね実は気がついておるのであります。銀行当局者に対しては、常々そういうことになしに、できるだけこへ集められた預金は中小金融の方にまわすようにということ指導はいたして参つておりますが、遺憾ながらまだ改善の跡が出ておりませんので、今後またさらに一層この問題については促進をいたして参りたいと考えております。これは大した影響はございませんが、ただ一部につきましては、中小企業店舗で貸し出してあります貸出金の残高と、実質的に中小企業店舗で貸出しをいたしてありますものと必ずしも一致いたしてありません。と申しま

すのは、大体五百万円くらいで切つておられますが、だん／＼中小企業業者が、状況がよくなつて来て、金額が少しかさみまして、五百万円を越えるような場合、相当大きな金額になりますと、中小企業金融店舗の貸出しから落して、それを本店なり、あるいは他の一般の支店の貸出しに振りかえるというふうな事例も、相当とまで行くかどうかは知りませんが、あることは事実であります。従ひましてそういうものは実質的には中小企業専門店で貸出しておつたわけでありまして、だん／＼育つて参りまして、資金量もふえて参りますに從つて、形式上専門店の貸出しから落ちて、その他の一般の支店の貸出しに、勘定が移つたというふうなものもあるかと存じます。そういうことがどの程度影響しておるか、実は私もにはわかりませんが、御指摘の点はまさにごもつともなことでありますから、なお実情をよく調べて、十分御趣旨のよう促進して参りたいと考えております。

○滋谷委員 今の御説明の通りに、確かにある程度までは専門店から親銀行に流れるということはあると思うのですが、中小企業の専門店をつくつてからまだ日が浅いのに、そのわくではもう用が足りないほど、すぐに親銀行に移らなければならぬというほどに中小企業が窮乏しておるとは私には考えられない。ですからこの問題はもつとも別の角度から考えなければならぬ。たとえば今まで金融のわくを小さくしてあつたものも、その専門店である程度まで順調な取引ができるようなものであつたものに對しては、ある程度までの取引ができるような方法を講じてやらなければならぬと考えるわけでありまして、そこでこの問題を論じておられますと、非常に長くなりますから、今日は

その問題でなく、商工中金の問題に關連して来るのですが、午前中の質問は大蔵大蔵委員の方々が質問をされましたから、私たちが遠慮しておつたのですが、先ほど一番初めに質問がありましたが、先ほど商工中金が大蔵省と通商産業省の共管であるがために、ややとすれば大蔵省の熱意が足らぬではないかという御質問に對して、そういうことはないという御答弁であつたのですが、われ／＼から見ると、どうもそういう感じが依然として深いのです。これは私が目ではないかとも考えるのであります。何と申しまして、先ほど数字をあげました通りに、中小企業金融が非常に不円滑なのであります。この前のときにも引取り資金の問題で大分申し上げましたが、そういう問題から考えましても、中小企業に対する資金運用の問題については、いつも相當に手きびしいわくをつくつておる。たとえば、新規に制定されました預金部資金運用の法律におきまして、産業方面には資金をまわさぬ。これは大蔵省の考え方がかりでなく、外からのお考えが入つておつたかも知れませんけれども、大体から申しますならば、あつた預金部資金のようなもの、私たちが見るところでは郵便貯金なり、あるいはそのほかのいろいろな資金も、大体中小企業者の金が相当多くあそこに入つておると思ふのであります。そういう金は、もちろん債券の引受けだけは許されておられますが、極力やつておられると思ふのですけれども、実際問題としては私はあつたうふうな金はもつと／＼産業方面にまわつてしるべきではないかと思ふのです。これに對しては、あの法案を

改正する意志があるかどうか、改正しないとするれば、さしあたり債券の引受けに對してもつゝ積極的な手を打つ考があるかどうか、この問題について特にお考えのほどをひとつ伺つておきたい。けさほどのお話ではきわめてあいまい模様の答弁であつたように私は承知しておるのです。あいまい模様のなく、どのくらい引受けは引受けやつてもいいというような、もう少し具体的な考え方を率直にお話願いたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 お答え申し上げます。第一点は資金運用部資金の運用方法をさらに緩和して、産業資金として活用できるように道を開いてはどうか、そのために、必要であれば法律を直したかどうかというお話の点であります。この点は資金運用部自体の運用計画からいまして、現在のところ金融債の形でつて間接に産業資金に出しておるわけでありまして、そのほかには、御承知のように地方債、地方財政に対する資金として相当出ております。それから国債であるとかあるいは電気通信等の特別会計、あるいは公社、そういう一つ一つの財政資金の各方面へ相当使われております。これらは大体全体として資金運用部資金の收支と申しますか、収入の金額を押さへて、これから大体来年度へ繰越すべき金額はまず押えられるわけでありまして、これはそんなふうには押さへてないやないかという御意見はもちろんあるかと思ひます。傾聴に値する御意見だと思ひますが、その点についてはけさほど申上げたのであります。が、一般会計、見返り資金、資金運用部資金、この三者を総合して、結局資金の需給を立てて行く今度の場合には、具体的に申しますと見返り資金が相当程度支払い超過になる、そうした場合には、それは資金運用部の方である程度資金を持ち越すといったような見返り資金は今一例にすぎませんけれども、見返り資金と資金運用部資金と一般会計とを合せて総合的な資金需給の立場から、何と申しますかインフレにならないようにして行くという観点から、総合的ににらんでおるという計画が実はできておる。そのしりが五百三十億ばかり来年に繰越すというその結果が出ておるのであります。その範囲内においては五百三十億を除いては全額今申し上げましたような方向へ適当にばらまいて行く。地方債につきましても、これはさらに地方財政の現況からいまして、さらに起債をふやすべきであるという非常に強い御要望が実は出ておるのであります。その点につきましては、苦干の程度を起債としてふやしたばかりであります。全体の資金から来年に持ち越す金額をまず押さへて、そのあとを全部適当な方法でもつて需要とにらんで配分する、こういうことに相なつておるわけでありまして、従いまして現在のところでは、この資金運用部資金からさらに債券の引受けを――商工債券なら商工債券の引受けのための資金を追加いたしますために、今申し上げました全体の資金繰りを、さらに運用計画を直して行かなければならない。直します場合には、今申し上げましたように一般会計の資金繰り――收支繰りと、見返り資金の資金繰りと、資金運用部資金の資金繰りと、全体を総合的ににらんで、またこの問題をはいいて行かなければならぬ。これはごく事務的な話を申し上げて恐縮であります。そういうような段階になつておるわけでありまして、お叱りを受けることになるかと思ひます。が、そういう一つの観点もありまして、今さらに商工債券の引受けを拡充して参ることができかねないかという点については、現在検討を重ねておるわけでございます。はなはだ残念であります。また御質問にお答えするまでに至つておられません。なおこういふような問題につきましても、かねてから大きな問題でもありませんので、私などから申し上げますよりも、大蔵大臣から直接お聞き願つた方がよいといひいではないかと考へておるまい。

な法律の改正の問題につきましても、現在のところでは今申し上げたやうな金融債の引受けなら引受け、資金が十分あれば金融債の引受けを通して産業資金に間接に資金がまわるといふ方法でも十分足りるものではないかと考へておる。結局資金運用部資金全体としての資金の需要と供給との関係があまりきつやくつてあるという点に問題があるもので、法律を改正しなくても、資金さえ十分で、あれば商工債券の引受けという形で、産業資金には相当出て行くことになる。問題は結局限られた資金のうちで何に重点を置くか、その優先順位というところに帰着するのではないかと考へます。

○森谷委員 まだ検討中だということですから、これ以上申し上げてもむだなることではあります。御承知の通り、商工中金の資金源といふものは、今日までいろいろ調べてみましたが、

政府にたよるよりほかに方法がないのです。今度議員提出で商工中金法の方を改正しようといふのは、これは相当前からの議論でございまして、中小企業に對する金融措置をもつと円滑にやうて行きたいといふのが根本の趣旨だと考へます。これはよくおわかりのことと思ひます。それについて、はもろん私は賛成であります。大抵多数の賛成を得られることと思ひます。そしてこのような措置を構はしても、やはり同じようなことで資金源をつくつても魂が入らないような法案になつてしまふのじやないかと思ひます。その点につきましても、特に中小企業の実態を大蔵当局、金融当局がもう少しつかんでいただきたい。これを私は特に強調したいと思ひます。これを私は

す。この前のお話の、輸出物資の引取り資金の問題のときにあれほど声をかして騒ぎましたが、あのときから今日までどうやらこうやら切り抜けて来てるそのほんとうの姿は、やはり中小企業が一番力強くやつております。まじめな経営をしておる中小企業はちやんと切り抜けて来てる。そういう状態から考へますと、私たちから見ればむしろ大企業の方が非常に大きな痛手を受け、ミスをやつておるような場合が多いと思ひます。そういう点から考へまして、私は金融措置の問題に對して特別な考慮を払うことを切にお願ひいたします。あとに御質問の方があると思ひますから、あとの問題はいろいろ機会を見て大臣その他にも十分お願ひしたいと思ひます。これで私の質問を終ります。

○小金委員

次は高橋清次郎君。

○高橋(清)委員 私は二点について簡単に伺ひたいと思ひます。今度の改正によりまして、構成員の直接貸付及び預金受入れの改正が、銀行業と抵触せずという法律の説明を承りたいと思ひます。いわゆる商工中金としての特殊性を今度の改正によつて失つて、混乱に陥るようなおそれはないかという点をお伺ひいたします。

○中村(幸)委員 今度中金法を改正いたしました。中小企業等協同組合の所屬組合員にまで取引ができるようになるのであります。これはあくまでも組合員に限るのであります。一般の中小企業者まで拡張する考へはないわけでありまして、従つて総合主義の理念に基く中小企業等協同組合の系統的金融機関という性格には何ら変更はないと考へております。

○高橋(清)委員 次にお伺ひ申したいのは、今年度中に中小企業に對する資金の流用をすべき必要額は一体どの程度であるか。ことに商工中金の場合、大体五十億必要とされておりますが、この金額は本改正案でまかない得るかどうか、何らかこれに對して政府において考へがかりになるか、その所見を承りたい。

○中村(幸)委員 組合員にまで貸出しができることになると、相当資金の需要があるわけでありまして、最近の実績によると、毎月商工中金の貸出しの純増は十億程度であるのであります。そういったしますと、それだけでも十一月、十二月で二十億程度あるわけでありまして、それが新しく組合員にまで貸出しの範囲を拡張するということになりますと、さらに三十億くらいの必要があるのではないかと。その上にさらにまた

年末に際しまして特殊な資金の申込みが二十億程度出てくるように聞いております。合せて五十億程度の需要があると考えますが、これを今度組合員からの新しくふえる預金でまかなうことはとうていできない。従いまして先ほど申し上げますように、政府資金を導入するというのを早急に実施しなければならぬと考えております。その点については先ほど銀行局長から答弁がありましたが、われ／＼はもつと銀行局においても真剣にこの問題を考へてもらいたいということを強く要望しておるわけでありませう。委員各位におかれても何とぞ政府当局を一段と御奮勵をお願いするわけでありませう。

とになっております。銀行等については全額引揚げます。ただ商工中金については十三億指定預金がありますが、今申し上げました資金の不足を緩和するために、これを引揚げることを延期いたしましたして、十三億全額を年内は出さないで、来年に持ち越すということにいたしましたのであります。

第二点は災害関係であります。政府の指定預金をさらに災害関係の地域における中小金融の円滑化に資するたために、十数億指定預金を追加いたしました。このうち相当部分が商工中金の方にまわる予定であります。大体二億四、五千万円くらいになるのではないかと思います。商工中金に對しまし

○高橋(清)委員 先ほど銀行局長に對して、政府資金のことについて澁谷委

てはその程度を追加したいと思っております。

員からお尋ねがあつたようでありますが、銀行局長といたしまして大体どのくらい政府の資金を中金の方に持ち出すか、私見でもいいからお漏らしを願えれば仕合せだと思ひます。

第三は、やはりこれも災害関係でありますが、今申し上げました指定預金と同じような趣旨をもつて、日本銀行の中小金融に対する別わくの融資を追加したい、金額ははつきりいたし

○河野(通)政府委員　きょう午前中に
申し上げた程度のこと以外には私の私
見もまだ固まつておりません。

ませんが、数億になると思います。これは大体商工中金と勧業銀行とがこれを取扱うこととなります。商工中金

○高橋(清)委員 午前中は私は欠席していたので……。

が、どの程度その中から出て参りますか、また具体的にははつきりきまつて

○河野(通)委員　ではななはだ重複して一部の方には失礼でありますけれどもも申し上げます。まずお答へしておき

おりませんで、日本銀行の方で今検討
しておりますが、その程度のところま
では現在お話できるわけでありませう。

ますのははなはだ不十分でありますので、この点お叱りを受けざるを得ない

はなはだ金額としては少額でありまして、皆さん方の御期待には沿い得ない

のでありますが、現在までのところは、年末の商工中金の資金の不足をで
きるだけ緩和する方策として、第一こ

と思いますが、それ以外の点については、先ほど陳申し上げましたように検討はいたしておりますが、具体的に

はこの八月に政府の一般会計の予備金を指定預金といたしまして、それが今

の程度どうするということは、まだ私の
自分の考え方もきまつておりません。

明日中に期限が来て、みな引揚げるこ

○阿左美委員　私は午前中の大蔵委員

会との連合審査におきまして、またただいまの同僚議員の質疑応答によりまして大体は了承することができましたが、ただ一言お尋ねをいたしたいと思ふのであります。何と申しましてもわが国の中小企業者というものは、もとより弱い団体でありますから、これを強めるのには、お互いに團結する以外に道はないと考えるのでございます。今回の改正法によりますと、一応わくを広げられましたことはまことにけつこうなこととございまして、組合の構成員まで貸出しの対象になることにはほが、ただこの改正法によつて、あるいはその親心に反するような結果が生れるのではないかと、これを私は心配をいたすのでございます。なぜかと申しますと、ただいまの組合は一つの経済が中心になつて結成せられておるのでございまして、組合を対象としてでなければその融資が受けられないといふことになりまして、組合の影というものが自然に薄くなるのではないかと、これを考えます。従つて今後組合の運営に非常な支障を来すのではないかと。現在組合が中金より借入れをいたしまして、なか／＼その借入れのペースに乗らないのであります。よほど有力な組合とか、あるいはまたその役員の個人保証とか、担保とかいうようなものによつて、この組合が借入れをなすのでございまして、現在一般の組合員の心で理状態を伺つておりますと、組合員中の有力な者はとかく個人で動きたがりますが、組合に協力するといふことより

も、個人の立場において動く、こういうような行き方に行きつづけるのでございまして、それがやはり現在組合員は対象にならぬ、組合がやはり借入れの対象だということで、かろうじて、まともなものであるとございますが、組合員にまで広げられるということになると、有力な組合員は個人で動く、もとへ戻されたところの弱小の組合員がやはり組合を結成するというようなことになりはしないか。御承知の通り現在の協同組合法は加入、脱退が自由でございまして、これを強制するわけには参りませんで、加入するのも脱退するのもその意思によつて動いているものもございしますから、個人で動ける人はやはり組合に加入しない。またその借入れが済みますれば脱退をするというふうな動きが今後起るのではないかとこのことを、私は老婆心ながら心配いたしておるのでございます。これらに対しまして、何らかの内規によりまして、業務の運営上に処置を講ずる必要があるのではないか、こういうふうに考えるもので、この点に関しまして提案者、また政府当局者の御意見を伺いたい。

○中村(幸)委員 お説ごもつとも存じます。今後組合員にまで取引の対象を拡張する場合に考えなければならぬことは、中小企業等協同組合の結合を弱めることになりはしないか、とかかの中金の貸出しが放漫になりはしないか、この二点につきましては十分今後気を付けなければならぬと考えないのであります。われ／＼といたしましては一定の基準を設けて貸出しをさせざる、こういう考えでございます。それではどんな基準を設けるかというわけでありますが、さしあたり私の考えて

おります。することは、貸出しにあたりましては、組合の承諾を得ること、を条件といたしまして、組合の結合を弱めないようにいたしたい。また一件当りの最高限度を定めまして、あまり個人には巨額な資金が流れないように注意も必要じゃないか。さらにまた、中小企業信用保険法の保険がついていないとか、あるいは信用保証協会の保証がついていないとか、こういう場合に限るといふ条件を定めまして、この基準に従つて貸出しをするようにいたしたいと思つております。中金法の第四十四條の監督規定によつてこの必要を満たして参りたい、かように考えております。

○小笠政府委員　ただいま中村さんから御答弁がありましたが、要するにこの制度によつて組合の結合を弱めることのないような手だてをぜひくふうして参りたい。道が開かれたからといつて、すぐ全部の者が普通の金融機関に行くようなぐあいには、私は実隙問題としてなか／＼参りにくいんじゃないかと実は考えております。その結合を弱めない一つの方法といたしましては、今中村さんからお話のありましたような点も十分考えまして行つて行きたいと考えております。

○阿左義典委員　ただいまの御説明で大体了承いたしました。個人に貸し出す最高限度は大体どのくらいのお見込みでございますか。

○小笠政府委員　それはまだ十分に考えておりませんが、まず金の性質、用途というものを私は考えて行きたい。いわゆる合理化資金であるとか、運転資金であるかというような場合によつておのずから違つて来ると思ひます。従

昭和二十六年十一月二十一日印刷

昭和二十六年十一月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所